

第七十二回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第三十五号

昭和四十九年六月三日(月曜日)

午後四時四十五分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事 奥田 敬和君

理事 小宮山重四郎君

理事 上原 康助君

理事 中路 雅弘君

理事 越智 伊平君

理事 旗野 進一君

理事 三塚 博君

理事 横路 孝弘君

理事 和田 貞夫君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

國務大臣 小坂徳三郎君

(總理府總務局長)

出席政府委員

人事院總裁 佐藤 達夫君

人事院事務總局長 茨木 広君

人事院事務總局長 中村 博君

内閣總理大臣官房總務課長 佐々 成美君

總理府人事局長 皆川 迪夫君

總理府恩給局長 菅野 弘夫君

警察庁警備局長 山本 鎮彦君

防衛庁人事教育局長 高瀬 忠雄君

文部政務次官 藤波 孝生君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部大臣官房審議官 奥田 真丈君

文部省初等中等教育局長 岩間英太郎君

文部省大學學術局長 木田 宏君

日本ユネスコ國內委員會事務總長 西田龜久夫君

文化庁次長 清水 成之君

委員外の出席者

議員 小宮山重四郎君

議員 奥田 敬和君

議員 加藤 陽三君

議員 内閣委員會調查室長 本田 敬信君

委員の異動

五月二十八日

辭任

補欠選任

箕輪 登君

赤城 宗徳君

六月三日

理事箕輪登君五月二十八日委員辭任につき、その補欠として奥田敬和君が理事に當選した。

六月三日

一般職の職員との給与に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三號)

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外四名提出、衆法第四四四號)

五月二十四日

旧軍人恩給等の改善に關する請願外一件(檜橋進君紹介)(第七三六一號)

国立大學付属學校教育職員との給与の適正化等に關する請願(江藤隆美君紹介)(第七三六二號)

同(細田吉藏君紹介)(第七三六三號)

同(小比木彦三郎君紹介)(第七四一九號)

同(小沢一郎君紹介)(第七四三〇號)

同外一件(小沢辰男君紹介)(第七四三一號)

同外二件(加藤常太郎君紹介)(第七四三三號)

同外一件(櫻内義雄君紹介)(第七四三三號)

同(住業作君紹介)(第七四三四號)

同(田中榮一君紹介)(第七四三五號)

同(田中六助君紹介)(第七四三六號)

同外一件(田村良平君紹介)(第七四三七號)

同外一件(高橋千寿君紹介)(第七四三八號)

同外一件(高見三郎君紹介)(第七四三九號)

同(谷垣專一君紹介)(第七四四〇號)

同外一件(西岡武夫君紹介)(第七四四一號)

同外一件(丹羽兵助君紹介)(第七四四二號)

同(野田卯一君紹介)(第七四四三號)

同(藤山愛一郎君紹介)(第七四四四號)

同外一件(本名武君紹介)(第七四四五號)

同外二件(前田正男君紹介)(第七四四六號)

同(三原朝雄君紹介)(第七四四七號)

同(武藤嘉文君紹介)(第七四四八號)

同外一件(山崎拓君紹介)(第七四四九號)

同(櫻内義雄君紹介)(第七四七六號)

同月二十五日

靖國神社の國家管理反對に關する請願外百二十九件(池田順治君紹介)(第七五五三號)

同(多田光雄君紹介)(第七五五四號)

同外七十七件(池田順治君紹介)(第七六二二號)

同外五十一件(河上民雄君紹介)(第七六二三號)

同(中路雅弘君紹介)(第七六二四號)

同(安宅常彦君紹介)(第七六六三號)

同(阿部助哉君紹介)(第七六六四號)

同(阿部末喜男君紹介)(第七六六五號)

同(赤松勇君紹介)(第七六六六號)

同(井岡大治君紹介)(第七六六七號)

同(井上泉君紹介)(第七六六八號)

同(井上晉方君紹介)(第七六六九號)

同外七十七件(池田順治君紹介)(第七六七〇號)

同(石野久男君紹介)(第七六七一一號)

同(石橋政嗣君紹介)(第七六七二號)

同(板川正吾君紹介)(第七六七三號)

同(稲葉誠一君紹介)(第七六七四號)

同(岩垂壽喜男君紹介)(第七六七五號)

同外一件(上原康助君紹介)(第七六七六號)

同(江田三郎君紹介)(第七六七七號)

同(枝村要作君紹介)(第七六七八號)

同(小川省吾君紹介)(第七六七九號)

同外一件(大出俊君紹介)(第七七八〇號)

同(大柴滋夫君紹介)(第七七八一號)

同(大原亨君紹介)(第七七八二號)

同(太田一夫君紹介)(第七七八三號)

同(岡田哲見君紹介)(第七七八四號)

同(岡田春夫君紹介)(第七七八五號)

同(加藤清政君紹介)(第七七八六號)

同(加藤清二君紹介)(第七七八七號)

同(勝澤芳雄君紹介)(第七七八八號)

同(勝間田清一君紹介)(第七八八九號)

同(角屋堅次郎君紹介)(第七八九〇號)

同(金瀬俊雄君紹介)(第七八九一號)

同(金丸徳重君紹介)(第七八九二號)

同(金子みつ君紹介)(第七八九三號)

同(川崎寛治君紹介)(第七八九四號)

同(川俣健二郎君紹介)(第七八九五號)

同(河上民雄君紹介)(第七八九六號)

同(木島喜兵衛君紹介)(第七八九七號)

同(木原実君紹介)(第七八九八號)

同(北山愛郎君紹介)(第七八九九號)

同(久保三郎君紹介)(第七九〇〇號)

同(小林信一君紹介)(第七九〇一號)

同(小林進君紹介)(第七九〇二號)

同(兒玉末男君紹介)(第七九〇三號)

同(上坂昇君紹介)(第七九〇四號)

同(神門至馬夫君紹介)(第七九〇五號)

同(佐々木更三君紹介)(第七九〇六號)

同(佐藤綱樹君紹介)(第七九〇七號)

二八 同(多田光雄君紹介)(第一四七号)
二九 旧軍人恩給等の改善に関する請願(宇田國榮君紹介)(第二〇一号)
三〇 同外二件(前田正男君紹介)(第二〇二号)恩給、共済年金受給者の処遇改善に関する請願(武藤山治君紹介)(第二七六号)
三一 非核三原則の立法化等に関する請願(和田耕作君紹介)(第五六七号)
三二 金鑛勲章受章者の処遇に関する請願(福田篤泰君紹介)(第六三八号)
三三 非核三原則の立法化等に関する請願(津金佑近君紹介)(第六八四号)
三四 北海道八雲町のナイキ基地設置反対に関する請願(塚田庄平君外二名紹介)(第八二三号)
三五 旧満州国政府職員在職期間の恩給通算に関する請願(鯉岡兵輔君紹介)(第九〇〇号)
三六 非核三原則の立法化等に関する請願(北山愛郎君紹介)(第九〇一号)
三七 同(岡本富夫君紹介)(第二〇四二号)
三八 同(多田光雄君紹介)(第二〇四三号)
三九 金鑛勲章受章者の処遇に関する請願(河野洋平君紹介)(第一二八七号)
四〇 人事院勧告における宿日直手当の実施時期に関する請願(横山利秋君紹介)(第一三九七号)
四一 官公労働者のストライキ権回復に関する請願(井岡大治君紹介)(第一八五六号)
四二 同(小林進君紹介)(第一八五七号)
四三 同(見玉末男君紹介)(第一八五九号)
四四 同(上坂昇君紹介)(第一八六〇号)
四五 同(神門至馬夫君紹介)(第一八六一号)
四六 同(佐々木更三君紹介)(第一八六二号)
四七 同(佐藤楓樹君紹介)(第一八六三号)
四八 同(佐藤敬治君紹介)(第一八六四号)
四九 同(佐藤憲治君紹介)(第一八六五号)
五〇 同(佐野進君紹介)(第一八六六号)
五一 同(安宅常彦君紹介)(第二〇〇九号)

五二 同(齊藤正男君紹介)(第一八六七号)
五三 同(阪上安太郎君紹介)(第一八六八号)
五四 同(橋崎弥之助君紹介)(第一八六九号)
五五 同(成田知巳君紹介)(第一八七〇号)
五六 同(野坂浩賢君紹介)(第一八七一号)
五七 同(竹内猛君紹介)(第一八七二号)
五八 同(竹村幸雄君紹介)(第一八七三号)
五九 同(原茂君紹介)(第一八七四号)
六〇 同(日野吉夫君紹介)(第一八七五号)
六一 同(平林剛君紹介)(第一八七六号)
六二 同(広瀬秀吉君紹介)(第一八七七号)
六三 同(福岡義登君紹介)(第一八七八号)
六四 同(藤田高敏君紹介)(第一八七九号)
六五 同(古川喜一君紹介)(第一八八〇号)
六六 同(細谷治嘉君紹介)(第一八八一号)
六七 同(馬場昇君紹介)(第一八八二号)
六八 同(阿部未喜男君紹介)(第一九三二号)
六九 同(赤松勇君紹介)(第一九三三号)
七〇 同(井上善方君紹介)(第一九三四号)
七一 同(石野久男君紹介)(第一九三五号)
七二 同(石橋政嗣君紹介)(第一九三六号)
七三 同(板川正吾君紹介)(第一九三七号)
七四 同(稲葉誠一君紹介)(第一九三八号)
七五 同(若垂寿喜男君紹介)(第一九三九号)
七六 同(大柴滋夫君紹介)(第一九四〇号)
七七 同(金瀬俊雄君紹介)(第一九四一号)
七八 同(金子みつ君紹介)(第一九四二号)
七九 同(川崎寛治君紹介)(第一九四三号)
八〇 同(川俣健二郎君紹介)(第一九四四号)
八一 同(河上民雄君紹介)(第一九四五号)
八二 同(木原実君紹介)(第一九四六号)
八三 同(久保三郎君紹介)(第一九四七号)
八四 同(久保等君紹介)(第一九四八号)
八五 同(久保田鶴松君紹介)(第一九四九号)
八六 同(小信一君紹介)(第一九五〇号)
八七 同(坂本恭一君紹介)(第一九五一号)
八八 同(島本虎三君紹介)(第一九五二号)
八九 同(松浦利尚君紹介)(第一九五三号)
九〇 同(安宅常彦君紹介)(第二〇〇九号)

九一 同(阿部昭吾君紹介)(第二〇一〇号)
九二 同(阿部助哉君紹介)(第二〇一一号)
九三 同(上原康助君紹介)(第二〇一二号)
九四 同(小川省吾君紹介)(第二〇一三号)
九五 同(勝澤芳雄君紹介)(第二〇一四号)
九六 同(勝間田清一君紹介)(第二〇一五号)
九七 同(角屋堅次郎君紹介)(第二〇一六号)
九八 同(金丸重君紹介)(第二〇一七号)
九九 同(田口一男君紹介)(第二〇一八号)
一〇〇 同(田中武夫君紹介)(第二〇一九号)
一〇一 同(田邊誠君紹介)(第二〇二〇号)
一〇二 同(高沢寅男君紹介)(第二〇二一号)
一〇三 同(高田富之君紹介)(第二〇二二号)
一〇四 同(橋兼次郎君紹介)(第二〇二三号)
一〇五 恩給、共済年金受給者の処遇改善に関する請願外一件(入田貞義君紹介)(第二〇二四号)
一〇六 官公労働者のストライキ権回復に関する請願(柴田健治君紹介)(第二〇六七号)
一〇七 同(島田琢郎君紹介)(第二〇六八号)
一〇八 同(嶋崎謙君紹介)(第二〇六九号)
一〇九 同(清水徳松君紹介)(第二〇七〇号)
一一〇 同(下平正一君紹介)(第二〇七一号)
一一一 同(多賀谷真稔君紹介)(第二〇七二号)
一一二 同(江田三郎君紹介)(第二〇七三号)
一一三 同(枝村要作君紹介)(第二〇七四号)
一一四 同(大出俊君紹介)(第二〇七五号)
一一五 同(大原亨君紹介)(第二〇九六号)
一一六 同(太田一夫君紹介)(第二〇九七号)
一一七 同(岡田哲児君紹介)(第二〇九八号)
一一八 同(岡田春夫君紹介)(第二〇九九号)
一一九 同(加藤清政君紹介)(第二一〇〇号)
一二〇 同(加藤清二君紹介)(第二一〇一号)
一二一 同(木島喜兵衛君紹介)(第二一〇二号)
一二二 同(北山愛郎君紹介)(第二一〇三号)
一二三 同(塚田庄平君紹介)(第二一〇四号)
一二四 同(辻原弘市君紹介)(第二一〇五号)
一二五 同(土井たか子君紹介)(第二一〇六号)
一二六 同(堂森芳夫君紹介)(第二一〇七号)

一二七 同(中澤茂一君紹介)(第二一〇八号)
一二八 同(中村茂君紹介)(第二一〇九号)
一二九 同(中村重光君紹介)(第二一一〇号)
一三〇 同(芳賀實君紹介)(第二一一一号)
一三一 同(長谷川正三君紹介)(第二一二二号)
一三二 靖国神社の国家管理反対に関する請願
一三三 同(関友一君紹介)(第二四五七号)
一三四 同外一件(河上民雄君紹介)(第二五八八号)
一三五 同外一件(河上民雄君紹介)(第二六二六号)
一三六 同(河上民雄君紹介)(第二六四二号)
一三七 同(吉田法晴君紹介)(第二六四三号)
一三八 同外三件(河上民雄君紹介)(第二六六六号)
一三九 公務員・公共企業体等職員の賃金引上げ等に関する請願(安里積千代君紹介)(第二七〇二号)
一四〇 同(池田順治君紹介)(第二七〇三号)
一四一 同(受田新吉君紹介)(第二七〇四号)
一四二 同(内海清君紹介)(第二七〇五号)
一四三 同(小沢良孝君紹介)(第二七〇六号)
一四四 同(折小野良一君紹介)(第二七〇七号)
一四五 同(春日一幸君紹介)(第二七〇八号)
一四六 同(河村勝君紹介)(第二七〇九号)
一四七 同(神田大作君紹介)(第二七一〇号)
一四八 同(小宮武喜君紹介)(第二七一一号)
一四九 同(佐々木良作君紹介)(第二七一二号)
一五〇 同(竹本孫一君紹介)(第二七一三号)
一五一 同(玉置一徳君紹介)(第二七一四号)
一五二 同(塚本三郎君紹介)(第二七一五号)
一五三 同(永末英一君紹介)(第二七一六号)
一五四 同(宮田早苗君紹介)(第二七一七号)
一五五 同(渡辺武三君紹介)(第二七一八号)
一五六 同(稻富隆人君紹介)(第二七一九号)
一五七 同(小平忠君紹介)(第二七八一号)
一五八 同(和田耕作君紹介)(第二七八二号)
一五九 靖国神社の国家管理反対に関する請願(上原康助君紹介)(第二八三〇号)

一六〇	同(河上民雄君紹介)(第二八三三 号)	一八四	同(野田毅君紹介)(第四九二四号)	二二三	同(外二百八十五件(宮田早苗君紹介)(第 五三八〇号)	二四一	同(小澤太郎君紹介)(第五五一九号)
一六一	同(小林信一君紹介)(第二八三三 号)	一八五	同(本名武君紹介)(第四九二五号)	二三四	同(村山喜一君紹介)(第五三八一八号)	二四二	同(春日一幸君紹介)(第五五二〇号)
一六二	同(吉田法晴君紹介)(第二八三三三 号)	一八六	同(松野頼三君紹介)(第四九二六 号)	二四五	同(村山富市君紹介)(第五三八二二 号)	二四三	同(左藤恵君紹介)(第五五二二二 号)
一六三	同(河上民雄君紹介)(第二八七九 号)	一八七	靖国神社の国家管理反対に関する請願 (上原康助君紹介)(第四九二二二 号)	二四六	同(渡辺三郎君紹介)(第五三八三三 号)	二四五	同(堀崎潤君紹介)(第五五二三三 号)
一六四	旧満州国開拓団員、国策農業移民及び青 少年義勇軍に対する恩給通算に関する請 願(旗野進一君紹介)(第二八七八号)	一八八	同(岡田哲児君紹介)(第四九二二二 号)	二四七	同(外二百八十七件(池田順治君紹介)(第 五五〇六号)	二四六	同(島田安夫君紹介)(第五五二四二 号)
一六五	恩給の不均衡是正等に関する請願(旗野 進一君紹介)(第二九〇八号)	一八九	同(外五件(河上民雄君紹介)(第四九二 三三 号)	二四八	同(外二百八十七件(塚本三郎君紹介)(第 五五〇七号)	二四七	同(永山忠則君紹介)(第五五二五二 号)
一六六	横田基地の撤去等に関する請願(小林政 子君紹介)(第二九六八号)	一九〇	同(坂本恭一君紹介)(第四九二四 号)	二四九	同(外二百五十九件(宮田早苗君紹介)(第 五五〇八号)	二四八	同(外一件(丹羽兵助君紹介)(第五五二六 号)
一六七	軍事基地の撤去等に関する請願(外一件 (岩垂壽喜男君紹介)(第三〇二二二 号)	一九一	同(外二件(島本虎三君紹介)(第四九二五 号)	二五〇	同(外四百六十七件(池田順治君紹介)(第 五五〇九号)	二四九	同(服部安司君紹介)(第五五二七二 号)
一六八	同(岩垂壽喜男君紹介)(第三〇二二二 号)	一九二	同(土井たか子君紹介)(第四九二六二 号)	二五一	同(外二百八十九件(春日一幸君紹介)(第 五五一七号)	二五〇	同(坊秀男君紹介)(第五五二八二 号)
一六九	同(岩垂壽喜男君紹介)(第三〇二二二 号)	一九三	同(中村重光君紹介)(第四九二七二 号)	二五二	同(外二百八十九件(春日一幸君紹介)(第 五五一七号)	二五一	同(外一件(宮澤喜一君紹介)(第五五二九 号)
一七〇	同(岩垂壽喜男君紹介)(第三〇二二二 号)	一九四	同(村山富市君紹介)(第四九二八二 号)	二五三	同(外二百八十九件(春日一幸君紹介)(第 五五一七号)	二五二	靖国神社の国家管理反対に関する請願(外 二百五十九件(池田順治君紹介)(第五五 八五号)
一七一	同(岩垂壽喜男君紹介)(第三〇二二二 号)	一九五	同(吉田法晴君紹介)(第四九二九二 号)	二五四	同(外二百五十九件(和岡耕作君紹介)(第 五五八七号)	二五三	同(外二百五十九件(春日一幸君紹介)(第 五五八七号)
一七二	同(岩垂壽喜男君紹介)(第三〇二二二 号)	一九六	同(横路孝弘君紹介)(第四九三〇二 号)	二五五	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五五八七号)	二五四	同(外二百五十九件(和岡耕作君紹介)(第 五五八七号)
一七三	同(岩垂壽喜男君紹介)(第三〇二二二 号)	一九七	同(中澤茂一君紹介)(第五一七四二 号)	二五六	同(外二百五十九件(春日一幸君紹介)(第 五五八七号)	二五五	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五五八七号)
一七四	靖国神社の国家管理反対に関する請願(外 三件(河上民雄君紹介)(第三三五六号)	一九八	同(外三百四十四件(池田順治君紹介)(第五 二八二二二 号)	二五七	同(外二百五十九件(春日一幸君紹介)(第 五五八七号)	二五六	同(外二百五十九件(春日一幸君紹介)(第 五五八七号)
一七五	非核三原則の立法化等に関する請願(岩 垂壽喜男君紹介)(第三三三三九号)	一九九	同(外二百八十五件(稲富稜人君紹介)(第 五二八二二 号)	二五八	同(外二百五十九件(春日一幸君紹介)(第 五五八七号)	二五七	同(外二百五十九件(春日一幸君紹介)(第 五五八七号)
一七六	旧海軍軍属在職期間の恩給通算に関する 請願(谷垣專一君紹介)(第三三六四三三 号)	二〇〇	同(外二百五十九件(宮田早苗君紹介)(第 五二八三三 号)	二五九	同(外二百五十九件(宮田早苗君紹介)(第 五五八七号)	二五八	同(外二百五十九件(宮田早苗君紹介)(第 五五八七号)
一七七	国立大学付属学校教育職員給与の適正 化等に関する請願(植木庚子郎君紹介) (第四六六〇号)	二〇一	同(外二百三十三件(池田順治君紹介)(第 五二八三三 号)	二六〇	同(外二百五十九件(安里積千代君紹介) (第五七二三三 号)	二五九	同(外二百五十九件(安里積千代君紹介) (第五七二三三 号)
一七八	同(外一件(橋本龍太郎君紹介)(第四六六 一〇 号)	二〇二	同(板川正吾君紹介)(第五三六九二 号)	二六一	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)	二六〇	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)
一七九	同(坪川信三君紹介)(第四六六二二 号)	二〇三	同(岩垂壽喜男君紹介)(第五三七七〇二 号)	二六二	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)	二六一	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)
一八〇	同(坂村吉正君紹介)(第四七九四二 号)	二〇四	同(小川省吾君紹介)(第五三七七一 号)	二六三	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)	二六二	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)
一八一	同(大久保武雄君紹介)(第四九二二二 号)	二〇五	同(岡田春夫君紹介)(第五三七七二二 号)	二六四	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)	二六三	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)
一八二	同(坂田道太君紹介)(第四九二二二 号)	二〇六	同(勝澤芳雄君紹介)(第五三七七三二 号)	二六五	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)	二六四	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)
一八三	同(園田直君紹介)(第四九二三三 号)	二〇七	同(兒玉末男君紹介)(第五三七七四二 号)	二六六	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)	二六五	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)
		二〇八	同(齊藤正男君紹介)(第五三七七五二 号)	二六七	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)		
		二〇九	同(島本虎三君紹介)(第五三七七六二 号)	二六八	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)		
		二一〇	同(外二百五十九件(塚本三郎君紹介)(第 五三七七二 号)	二六九	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)		
		二一一	同(中村重光君紹介)(第五三七七八二 号)	二七〇	同(外二百五十九件(池田順治君紹介)(第 五七二五二 号)		
		二一二	同(橋崎弥之助君紹介)(第五三七九二 号)				

二六六	同(小林信一君紹介)(第五七三〇号)	二九三	同外二件(橋兼次郎君紹介)(第六〇六九号)	三三二	同(上田茂行君紹介)(第六〇九〇号)	三五二	同(西岡武夫君紹介)(第六二二〇号)
二六七	同(佐藤鶴樹君紹介)(第五七三一号)	二九四	同外二件(土井たか子君紹介)(第六〇七〇号)	三三三	同(上村千一郎君紹介)(第六〇九一〇号)	三五三	同外一件(丹羽兵助君紹介)(第六二二一〇号)
二六八	同(坂本恭一君紹介)(第五七三二号)	二九五	同外二件(中村重光君紹介)(第六〇七一〇号)	三三四	同(江藤隆美君紹介)(第六〇九二〇号)	三五四	同外二件(保利茂君紹介)(第六二二二〇号)
二六九	同外二件(橋兼次郎君紹介)(第五七三三〇号)	二九六	同外三件(橋崎弥之助君紹介)(第六〇七二〇号)	三三五	同(大石千八君紹介)(第六〇九三〇号)	三五五	同(坊秀男君紹介)(第六二二三〇号)
二七〇	同外四件(橋崎弥之助君紹介)(第五七三四〇号)	二九七	同(野坂浩賢君紹介)(第六〇七三〇号)	三三六	同(小澤太郎君紹介)(第六〇九四〇号)	三五六	同(増岡博之君紹介)(第六二二四〇号)
二七一	同(長谷川正三君紹介)(第五七三五〇号)	二九八	同外百八十一件(宮田早苗君紹介)(第六〇七四〇号)	三三七	同外一件(大竹太郎君紹介)(第六〇九五〇号)	三五七	同外一件(松永光君紹介)(第六二二五〇号)
二七二	同外三件(平林剛君紹介)(第五七三六〇号)	二九九	同(村山喜一君紹介)(第六〇七五〇号)	三三八	同外一件(越智通雄君紹介)(第六〇九六〇号)	三五八	同(三ツ林弥太郎君紹介)(第六二二六〇号)
二七三	同外二百五十九件(宮田早苗君紹介)(第五七三七〇号)	三〇〇	同(村山富市君紹介)(第六〇七六〇号)	三三九	同(海部俊樹君紹介)(第六〇九七〇号)	三五九	同(三塚博君紹介)(第六二二七〇号)
二七四	同(村山喜一君紹介)(第五七三八〇号)	三〇一	同(八木昇君紹介)(第六〇七七〇号)	三四〇	同外一件(小坂善太郎君紹介)(第六〇九八〇号)	三六〇	同(村上勇君紹介)(第六二二八〇号)
二七五	同外三件(橋路孝弘君紹介)(第五七四〇〇号)	三〇二	同(八百板正君紹介)(第六〇七八〇号)	三三一	同外一件(小山長規君紹介)(第六〇九九〇号)	三六一	同(森下元晴君紹介)(第六二二九〇号)
二七六	同(渡辺三郎君紹介)(第五七四一〇号)	三〇三	同外一件(山口鶴男君紹介)(第六〇七九〇号)	三三二	同外一件(倉石忠雄君紹介)(第六一〇〇〇号)	三六二	三沢米軍基地内ゴルフ場の返還等に関する請願(小宮武喜君紹介)(第五七四二〇号)
二七七	同外二百五十九件(池田順治君紹介)(第五九二二〇号)	三〇四	同外一件(湯山勇君紹介)(第六〇八〇〇号)	三三三	同外三件(笹山茂太郎君紹介)(第六一〇一〇号)	三六三	同(玉置一徳君紹介)(第五七四三〇号)
二七八	同外六件(上原康助君紹介)(第五九二二二〇号)	三〇五	同(米内山義一郎君紹介)(第六〇八一〇号)	三三四	同(堀谷一夫君紹介)(第六一〇二〇号)	三六四	同(渡辺武三君紹介)(第五七四四〇号)
二七九	同外二百五十九件(春日一幸君紹介)(第五九二三〇号)	三〇六	同外四件(橋路孝弘君紹介)(第六〇八二〇号)	三三五	同(鈴木善幸君紹介)(第六一〇三〇号)	三六五	同(小沢貞孝君紹介)(第五七四六〇号)
二八〇	同外二百五十九件(塚本三郎君紹介)(第五九二四〇号)	三〇七	同(和田貞夫君紹介)(第六〇八三〇号)	三三六	同(染谷誠君紹介)(第六一〇四〇号)	三六六	同(折小野良一君紹介)(第五七四七〇号)
二八一	同外二百五十九件(塚本三郎君紹介)(第五九二五〇号)	三〇八	同(平林剛君紹介)(第六〇八四〇号)	三三七	同(田川誠一君紹介)(第六一〇五〇号)	三六七	同(折本孫一君紹介)(第五七四八〇号)
二八二	同外百五十五件(安里積千代君紹介)(第六〇五八八〇号)	三〇九	国立大学付属学校教育職員の給与の適正化等に関する請願外一件(稻村佐近四郎君紹介)(第五五八八八〇号)	三三八	同(谷川和穂君紹介)(第六一〇六〇号)	三六八	同(安里積千代君紹介)(第六〇四九〇号)
二八三	同外百八十一件(池田順治君紹介)(第六〇五九〇号)	三一〇	同(久保田四次君紹介)(第五五八九九〇号)	三三九	同(地崎宇三郎君紹介)(第六一〇七〇号)	三六九	同(池田順治君紹介)(第六〇五〇〇号)
二八四	同(岩垂壽喜男君紹介)(第六〇六〇〇号)	三一〇	同外一件(森喜朗君紹介)(第五五九〇〇号)	三四〇	同(千葉三郎君紹介)(第六一〇九〇号)	三七〇	同(稲富稜人君紹介)(第六〇五一〇号)
二八五	同(上原康助君紹介)(第六〇六一〇号)	三一〇	同(越智通雄君紹介)(第五七四九〇号)	三四一	同(中馬辰猪君紹介)(第六一〇一〇号)	三七一	同(受田新吉君紹介)(第六〇五二〇号)
二八六	同(太田一夫君紹介)(第六〇六二〇号)	三一〇	同(堂森芳夫君紹介)(第五七五〇〇号)	三四二	同外一件(中尾栄一君紹介)(第六一〇二〇号)	三七二	同(神田大作君紹介)(第六〇五三〇号)
二八七	同(岡田哲児君紹介)(第六〇六三〇号)	三一〇	同(福永健司君紹介)(第五七五一〇号)	三四三	同外一件(中尾栄一君紹介)(第六一〇三〇号)	三七三	同(小平忠君紹介)(第六〇五四〇号)
二八八	同(勝澤芳雄君紹介)(第六〇六四〇号)	三一〇	同(小坂善太郎君紹介)(第五九一九〇号)	三四四	同外一件(中垣國男君紹介)(第六一〇四〇号)	三七四	同(佐々木良作君紹介)(第六〇五五〇号)
二八九	同外十一件(河上民雄君紹介)(第六〇六五〇号)	三一〇	同(山口敏夫君紹介)(第五九二〇〇号)	三四五	同(中川一郎君紹介)(第六一〇五〇号)	三七五	同(塚本三郎君紹介)(第六〇五六〇号)
二九〇	同外二件(坂本恭一君紹介)(第六〇六六〇号)	三一〇	同(天野公義君紹介)(第六〇八五〇号)	三四六	同(野呂恭一君紹介)(第六一〇六〇号)	三七六	同(宮田早苗君紹介)(第六〇五七〇号)
二九一	同(佐藤鶴樹君紹介)(第六〇六七〇号)	三一〇	同(足立篤郎君紹介)(第六〇八六〇号)	三四七	同(橋口隆君紹介)(第六一〇七〇号)	三七七	連合国占領軍の爆弾処理作業による爆死者遺族の補償に関する請願(折小野良一君紹介)(第五七五二〇号)
二九二	同(島本虎三君紹介)(第六〇六八〇号)	三一〇	同外三件(石田博英君紹介)(第六〇八七〇号)	三四八	同(羽田野忠文君紹介)(第六一〇八〇号)	三七八	靖国神社の国家管理反対に関する請願外三十五件(池田順治君紹介)(第六二九八〇号)
		三一〇	同(白井莊一君紹介)(第六〇八八〇号)	三四九	同(沢直樹君紹介)(第六一〇九〇号)	三七八	同外四十二件(河上民雄君紹介)(第六二九九〇号)
		三一〇	同外一件(浦野孝男君紹介)(第六〇八九〇号)	三五〇	同(沢直樹君紹介)(第六一〇九〇号)	三八一	同(井上善方君紹介)(第六四三七〇号)
		三一〇	同外一件(浦野孝男君紹介)(第六〇八九〇号)	三五〇	同(沢直樹君紹介)(第六一〇九〇号)	三八二	同(上原康助君紹介)(第六四三八〇号)

[illegible]

六三二 同外二件(米内山義一郎君紹介)(第七八四二号)

六三三 同(横路孝弘君紹介)(第七八四三号)

六三四 同(和田貞夫君紹介)(第七八四四号)

六三五 同外二十五件(和田耕作君紹介)(第七八四五号)

六三六 同(渡辺三郎君紹介)(第七八四六号)

六三七 同(渡辺徳蔵君紹介)(第七八四七号)

六三八 同外二十八件(池田順治君紹介)(第七八四五号)

六三九 同(山博君紹介)(第七九三六号)

六四〇 同(木下元二君紹介)(第七九三七号)

六四一 同(栗田翠君紹介)(第七九三八号)

六四二 同(小林政子君紹介)(第七九三九号)

六四三 同(多田光雄君紹介)(第七九四〇号)

六四四 同(中路雅弘君紹介)(第七九四一号)

六四五 同(和田耕作君紹介)(第七九四二号)

六四六 国立大学付属学校教育職員(給与の適正化等)に関する請願(徳安實蔵君紹介)(第七八四八号)

六四七 旧軍人恩給等の改善に関する請願外一件(赤澤正道君紹介)(第八〇〇一号)

六四八 非核三原則の立法化等に関する請願外二件(土井たか子君紹介)(第八〇〇二号)

○徳安委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選任に関する件につきましておはかりいたします。

理事箕輪登君が去る五月二十八日委員を辞任されましたことに伴いまして、現在理事が一名欠員となっておりますので、これよりその補欠選任を行ないたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に奥田敬和君を指名いたします。

す。

○徳安委員長 内閣提出、参議院送付、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○徳安委員長 本案につきましては、さきの第七十二回国会におきまして、本院において議決され、参議院において継続審査となり、去る三月六日、再び本院に送付してまいりましたものであります。したがって、その趣旨は、すでに十分御承知のとおりと存じますので、この際、提案理由の説明は省略し、直ちに質疑に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○徳安委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。横路孝弘君。

○横路委員 六月一日に、先日のストに関連して、日教組の幹部が逮捕されるというところまで来たわけですが、教育という、ある意味では、警察権力から一番遠いところに不当な弾圧が加えられたということ、この問題に関連して若干お尋ねをしたいと思います。

初めに、警察庁のほうから、現在の捜査の状況とこれからの見通し、皆さん方のほうは、十二県捜査されたわけですが、これがどうなっているのか、簡単に御報告をお願いしたいと思います。

○山本(鎮)政府委員 お答えいたします。

日教組については、去る四月十一日に実施した全一ストについて、関係都道府県警察で地方公務員法六十一条四号違反ということで捜査を進め

てきたところでございますが、去る六月一日から二日にかけて警視庁、北海道、埼玉、岩手の各都道府県警察において、それぞれの教組の幹部など、二十名を逮捕したということになっております。

内容的に見ますと、警視庁が九人、北海道が五人、埼玉五人、岩手一名ということでございますが、その他の強制捜査にかねてから踏み切っておりました県については、私どもとしては、捜査の最終段階に入ったというふうに判断をしておりますが、現在までのところ、逮捕するかどうかというようなことについては、われわれのほうに何ら報告がございせんので、どうなるか、われわれ現在判断する材料を持っておりません。ただ、日教組の中央執行部については、これは、やはり必要な捜査を続けていかざるを得ないというふうに、われわれは判断をいたしております。

○横路委員 つまり、いまの四つのところ以外については、これは被疑者として任意出頭を求めているというところはあるわけですか。現在の時点です。

○山本(鎮)政府委員 それはございます。そういうところは、任意出頭で出てきていただければ、それは、それで終結したいというふうに考えておるわけでございます。

○横路委員 まあ、任意出頭でも出るか出ないか、これは向こう側の自由ですから……。ただ、いずれにしても、事件としては、日教組の中央本部は別にして、ほかのところについては、もう大体最終段階だということ、理解をしてよろしいわけですか。

○山本(鎮)政府委員 そういうふうに理解していただいてけっこうです。

○横路委員 文部大臣、四月十一日のストに関連して捜査が始まって、警察庁の長官が教育界に一石を投じたかったという発言をして、この点、委員会でも議論されたわけですが、この一連の強制捜査、とうとう逮捕というところまで皆さん方のほうは踏み込まれたわけですが、文

部大臣として、今回の事態を一体どのようにお考えになっておりますか。

○奥野国務大臣 私が文部大臣になりました以来、最も努力を尽くしてまいりましたことは、先生方の組合が、法律で明確に禁止されている行動をあえておとりになる、ぜひやめてもらいたい、また、それを持続された場合には、警察官になることは必至だ、こういう心配を持ち続けておったわけでございます。したがって、あらゆる場合におきまして、法を守ってくれるように呼びかけてまいりましたし、また、文部広報を通じて、そういう理由を明確にしてもまいりましたわけでございます。しかしながら、結果的には守っていただけませんで、今日のような事態になったわけでございます。たいへん残念なことだ、かように考えているわけでございます。これを機会に、法を守る教育界、法を守る子供を育てる教育界が充実してまいるように、心から念願をいたしておるところでございます。

○横路委員 問題は、教育というのは、やはりこれは現場の教師、それから父母が一体となつて、だれでも自分の子供がすくやかに成長することを願ひ、持つて生まれてきた潜在的な力とか可能性というものが発揮できるような、そういう教育というのをみんなが望んでいるわけなんです。今度のこの警察の介入について、地方の教育委員会の中には、現場に混乱を持ち込むなという形で、いろいろな行動を起こしてくれている委員会もあるわけなんです。文部省としては、法がどうこうと言う前に、やはり現場の教師の立場に立つという姿勢が必要なんじゃないですか。

○奥野国務大臣 現場の先生方が何を望んでおられるか、それにこたえる努力をしなければならないと、それなりに懸命に努力を続けてきたところでありまして、一つは、処遇の改善の問題もございまして、あるいは教職員の定数の改善もございまして、あるいは定年の延長といったような問題もございまして、いろいろなことについて、最善の努力を尽くしてきたつもりでございます。

同時にまた、国民が教師に何を求めているか、そのことにつきましても、私なりに国民の求めているところを把握して、教師あるいは教師集団に対して、強く求めてきたつもりでございませう。やはり父母の立場から考えますと、何を求めているか、児童生徒の教育には情熱をささげてもらいたいということだろと思うのでございませう。したがって、先生方が何か訴えたい、集団でも訴えたいというお気持ちがあるのなら、まず児童生徒の授業はきちっと終わってから後にしていただけぬものだらうか、その気持ちは今日もなお持ち続けておるわけでございませう。児童生徒の教育をおつぱり出して、法の禁止するストライキに参加する、これは私、大多数の父母は強く反対をしているところではないだらうか、かように考えておるものでございませう。

○横路委員 組合活動に熱心な先生というのは、意外と父兄に人気のある教育熱心な先生が多いんですね、一応見てみますと。
今度のこの刑事捜査で、ともかくも相当多数の任意出頭がかけられ、現場の中で相互に不信感におちいったり、たいへんな混乱というのがやはり一つあると思うんですよ。その辺のところを、文部大臣は、法の執行、法の執行ということだけ言われるだけで、現場の教師の悩みとか、そういう立場に全然立っていない。あなたの立場というのは、警察の立場なんで、文部省というのは、そういう立場じゃないと思うのです。現場の教師の教育に現実に対応しているその立場に立って、今度のようないことを少し警察に対してだつて、地方の教育委員会のように、いろいろそういうところもあるわけですよ。

たとえば、こういうケースもあるわけですよ。子供の補導なんという問題で、少年係の刑事というのがいますね。それから学校の中にも、補導係の先生方というのがいるわけですね。これが協力し合つて子供の補導に当たってきた。これが、いいか悪いかという議論は別にします。ただ、現実の事実としてそういう面があるわけですよ。そうする

と、今度の捜査では、そういう少年係の刑事の、いままでのつき合いを利用して、うまいことを言つては、ストの問題とかあるいは現場の教師のいろいろな思想の問題を聞くというふうなところから、いろいろな問題というのの現実に生まれてきているわけですよ。

これは北海道でも、幾つもそういうケースがあるんですよ。ですから、法を守れとか言う前に、もうちょっと文部大臣としては、今度の一連の刑事捜査について発言をする必要があるんじゃないか。あなた、そういうこと全然考えたことがありませんか。

○奥野国務大臣 先生方が組合をおつくりになる、これは、勤務条件の維持改善をはかることを目的とすると法律に明記しているわけではございませう。しかしながら、今度のストライキに掲げられている項目は、スト権の奪回でありますとか、あるいは教頭職制法案の撤回でありますとか、政治的な目的を掲げるものが非常に多いわけではございませう。しかも御承知のように、昨年の七月の群馬県の前橋大会で今日のストライキが決定されておるわけではございませう。一年前に決定されておるわけではございませう。ことしだけではなしに、昨年の四月の半日ストライキも、一昨年きめられておるわけではございませう。したがって、私は、こういうふうな政治的色彩のきわめて濃い運動、しかも法律の禁止している行動、これは、もうぜひ避けてくださいと強くお願いし続けてまいつたわけではございませう。

同時に、いま教師の気持ちをくみ上げる努力をしないかというお話がございましたから、私は、それなりに最善の努力を尽くしてきたつもりでございませう。これも具体的に例をあげてお答えをしていくつもりでございませう。今後ともそういう努力は積極的に尽くしていきたい、かように念願をしておるわけではございませう。

しかし、いずれにいたしましても、先生方がぜひ秩序を守っていただきたい、まずは児童生徒の教育に情熱を傾けてもらいたい、こういう希望を

強く抱き続けてまいつてきているものでございませう。

○横路委員 そのスト権奪還というのだから、別に政治ストじゃないですよ、自分たちのことなんですからね。まさに憲法で認められた権利の問題です。教頭職制法案の問題だつて、これはある意味では、自分たちの労働条件なり勤務条件なりということだつて言えるわけなんです。

ただ、そういう議論をする時間がありませんから、終わりますけれども、つまり、お話を聞いておつて、文部大臣は、今度の捜査は、警察はよくやつたという感じなんですか。

○奥野国務大臣 繰り返し申し上げますように、今日の事態を招かないために、私は、文部大臣就任以来、最善の努力を続けてまいりました。私が一番努力してきたということは、今日のような事態を招かないようにしたいということであつたわけではございませう。しかしながら、先生方に聞き届けられなくて、一部の組合がやはり例年どおりのスケジュール闘争をおやりになつた、そうして今日の事態を招いてしまつた、非常に残念な感じを持っておるものでございませう。

○横路委員 ですから、今回の一連のこういう刑事捜査、しかも強制逮捕にまで踏み切つた、このことについて、法を守れという指示をずっとしてきたというのは、それはいいですよ。ただし、教育というのは、ほんとうは警察権力というのから一番遠いところにあるものでしょう。そのうじゃありませんか。あなたのこの姿勢というのは、やはり現場の教師が苦勞してやつていて、そういう教育をさらによいものにしていこうと、どうするか、行政サイドでやらなければならぬことというのは、たくさんあると思うんですね。しかし、今度のようない警察権力の大規模な、こんな任意出頭なんていうものはひどいものです。

だから、こういう一連の捜査、それが教育の現場にいろいろな混乱を現実として巻き起こしているというふうなことに、あなたのほうは、

いやよくやつてけつこうですよというのか、それとも、やはり教育というところに、こういう形で警察権力を介入されるというのは、あまりいいことではないと考へているのか、その辺のところはどうなんですか。

○奥野国務大臣 好ましいことではないから、こういう事態を起こさないように、私としては最善の努力を払ってきたのです。しかしながら、聞き入れられなくて今日の事態を招いたのです。努力が報いられてなくて、私としてはたいへん残念でございませう。こうお答え申し上げているわけではございませう。

○横路委員 どうも現場の教師のほうから言わせると、その文部大臣が一生懸命に聞き入れてもらうよう言ってきたというふうな状況、とてもそんなことではないようでありませうが、文部大臣、大休日教組というのを、どういうぐあいにお考えになつておられますか。

○奥野国務大臣 日教組といひましても、組合個々人がすべてそうだと申し上げるわけではございませう。私は、日教組が運動方針にとらえていて、あるいは倫理綱領でありますとか、毎年の大会の運動方針でありますとか、あるいはまたスケジュール闘争でありますとか、そういうことから総合的に判断いたしましたして、階級的大衆組織であつて、社会主義革命に参加するものとみずからを規定しておられると受け取られます。こう考え、かつ、そう受け取つております資料を、国会に提出してまいつてきているわけではございませう。

○横路委員 もう何か日教組を敵にして考えておられるような発言ですが、ほんとうにみんなが子供の成長というのは考へているわけですよ。子供の持つてくる無限の可能性というものを引き出してやるための条件というのは、幾つかあると思うんですね。行政サイドでやる条件というものも幾つかあると思うのです。そんな意味では、どうもいまの文部大臣の姿勢では、警察の姿勢、つまり、取り締まりをする姿勢と全く変わりが無いというところを指摘せざるを得ないわけですよ。

時間がありませんから議論ができないのが残念なんです、ちよつといふ逮捕に関連して、警察庁のほうに、二点だけ質問をしてみたいと思うのです。

北海道では、第二次家宅捜索というのを、逮捕に際して個人宅と組合事務所を行なっているわけですね。これは、どういふわけですか。

○山本(鎮)政府委員 それは、証拠をさらに補充的に集めるという意味でございます。

○横路委員 あなたたちが逮捕したのは、あなた方の立場で容疑が固まったから逮捕したのでしょ。おかしいじゃないですか。

○山本(鎮)政府委員 それは、容疑はあることはありますけれども、まだ完全に証拠が整っているというわけではございません。

○横路委員 そうすると、証拠はそんなに固まっていない段階でやって、今度は、またさらに何かあるかという見込み捜査みたいなのですか。

○山本(鎮)政府委員 それは、やはり見込みというわけではなくて、われわれとしては、きちっとした形で裁判官に令状の請求をして、その上で捜査をしていくわけでございます。

○横路委員 普通強制捜査、特に強制逮捕ですね、逮捕というのは、刑事訴訟法で幾つか要件があつて、それに基づいて逮捕するわけでしょう。

その要件自身だつて、私から言わせれば、非常に整っていないと思うのです。ただ、その逮捕の段階で、四月から捜査をやつてきて、そしてまた家宅捜索をやるなんというところは、これは、やはり完全に政治的な弾圧というふうなねらい、しかも、まだまだ証拠がない、ある意味では何か見込み捜査でないか、そういう家宅捜索だと受け取つてもやむを得ないんじゃないかと思われるわけなんです、その辺のところを、ひとつこれは注文をつけておきたいと思うのです。

もう一つは、いまの取り調べが毎日十時過ぎまで及び取り調べになつていふんですね、北海道あたりでも。しかも食事の時間も、取り調べ室でそのままそこでもって食事だ。取り調べ室がまた狭

いところで、ほんとうに中には血圧なんか上がつてしまつていふ人もあるわけなんですけれども、そういう意味で、捜査についてこんな捜査も、別に逃げ隠れするわけでもない、みんな責任者なわけですから、夜の十時十一時まで延々と夜間取り調べを行なうなんということもぜひひとつ考えて、できるだけそういうことのないように、これは、ひとつ考えていただきたいと思うのです。

○山本(鎮)政府委員 取り調べの時間がおそくま

○横路委員 無理がないようにといつても、朝八時から夜の十時まで、しかも弁護士が接見に行つても、ほんとうになかなか会ふのたいへんなんですよ。六時間も七時間も待たされたり、そんな意味では、その辺のところは、これは権利があるわけですから、ひとつ警察としても十分考えていただきたいというように、これは皆さんのほうに要望しておきます。

時間がありませんで、これで終わりにします。

○徳安委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○徳安委員長 これより討論に入るのであります、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、文部省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する

る委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○山本(鎮)政府委員 本案に對し、別に質疑の申し出もありませんので、直ちに討論に入ります。

討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

○徳安委員長 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○徳安委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 おはかりいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○徳安委員長 趣旨の説明を求めます。小坂総務長官。

○小坂総務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和四十九年度における公務員給与の改定については、さきに、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会、それぞれ御決議をいただいておりますところであり、さらに、去る五月三十日、人事院は、一般職の職員の俸給月額について、昭和四十九年度に限り、暫定的に一〇％増額することを内容とする勧告を行ないました。

政府としては、勧告の内容を検討した結果、この際、一般職の職員の給与について、勧告どおり本年四月一日からこれを改定するとともに、特別職の職員についても、一般職の職員に準じてその給与を増額することとし、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正し、昭和四十九年度に限り、一般職の職員の俸給月額及び非常勤の委員等に支給する手当の支給限度額を一〇％増額することとしたこととあります。

第二は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正し、昭和四十九年度に限り、特別職の職員の俸給月額及び非常勤の委員等に支給する手当

の支給限度額を一〇%増額することとしたこと
であります。

第三は、防衛庁職員給与法の一部を改正し、昭和四十九年度に限り、防衛庁の職員の俸給月額及び学生手当の月額を一〇%増額することとしたこととあります。

第四は、沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時法律を改正し、昭和四十九年度に限り、政府代表の俸給月額を一〇%増額することとしたこととあります。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日及び特定の職員についての所要の措置を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○徳安委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○徳安委員長 これより質疑に入ります。

本案に対し、別に質疑の申し出もありませんので、直ちに討論に入ります。

討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立議員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 おはかりいたします。

ただいま本委員会に付託になりました小宮山重四郎君外四名提出に係る恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

小宮山重四郎君外四名提出に係る恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○徳安委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。小宮山重四郎君。

○小宮山議員 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

最近の経済情勢にかんがみ、恩給等の改定措置が行なわれ、その実施時期は、本年十月からとされておりますが、恩給等の受給者に対しては、福祉の向上をはかる必要があると考えまして、この際、昭和四十九年度における恩給法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法及び戦傷病者特別援護法の年金額の改定措置等の実施時期につきまして、その実施時期を一月繰り上げて

九月一日から実施しようとするものであります。以上が、本法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○徳安委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○徳安委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。小宮山重四郎君。

○小宮山議員 総務長官に御質問申し上げますけれども、さきの恩給法等の一部を改正する法律案の附帯決議をよく御承知のことと思います。その中で、恩給の改定時期の繰り上げについては、年度当初からの実施を目途として検討することとございます。政府は、この恩給の実施時期繰り上げ問題について、総務長官どのようにお考えか、お聞きいたしておきたいと思っております。

○小坂国務大臣 お答え申し上げます。

恩給の実施時期の問題につきましては、さきの当委員会における附帯決議の趣旨を尊重いたしましたので、今後十分検討してまいり、善処してまいりたいと存じます。

○徳安委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

この際、本案について国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。小坂総務長官。

○小坂国務大臣 ただいま御提出になりました恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきましては、政府としては、やむを得ないものと考えております。

○徳安委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

小宮山重四郎君外四名提出に係る恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立議員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 これより請願の審査に入ります。今会期中、本委員会に付託されました請願は、本日の請願日程に記載してありますとおり、六百四十八件であります。

請願日程全部を議題といたします。

各請願の内容につきましては、配付されております文書表で御承知のこととあります。また、本日の理事会で慎重に検討いたしましたので、この際、各請願について紹介議員の説明並びに政府の所見聴取等は省略いたし、直ちにその採否の決定に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより採決いたします。

本日の請願日程中、第二四、第二九ないし第三一、第三六、第四一、第一〇六、第一六四ないし第一六五、第一七六ないし第一八六、第二二三ないし第二五一、第三〇九ないし第三七八、第四一七ないし第四六四、第四六七ないし第四六九、第四八五ないし第五一〇、第四九三ないし第五九五、第六四六ないし第六四七の各請願は、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異

議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、残余の各請願は、いずれも採否の決定を保留したいと存じますので、御了承願います。

ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 なお、今国会中におきまして本委員会に参考送付されました陳情書は、お手元に配付いたしておきますとおり、総数四十二件であります。念のため御報告申し上げます。

○徳安委員長 閉会中審査に関する件についておはかりいたします。

大出俊君外六名提出に係る国の行政機関の休日に関する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び休日法の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案
行政機構並びにその運営に関する件
恩給及び法制一般に関する件
国の防衛に関する件

公務員の制度及び給与に関する件
栄典に関する件

以上の各件につきまして、議長に対し閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

内閣提出、第七十一回国会開法第二十七号、内閣法等の一部を改正する法律案、及び内閣法の一部を改正する法律案、以上の各件につきまして、議長に対し閉会中審査の申し出をいたしたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立多数。よって、各案について閉会中審査の申し出をすることに決しました。

委員派遣承認申請の件についておはかりいたします。

閉会中審査にあたり、現地調査の必要が生じた場合には、派遣地、派遣期間、派遣委員の選定等については委員長に御一任願ひ、議長の承認を求めるといいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時十八分散会

文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五局」を「六局」に、「大学学術局」を「大学学術局」に改め、同条第二項中「管理局」を「学術国際局」に改め、同条第三項中「管理局」を「学術国際局にユネスコ国際部を、管理局」に改める。

第七條第十一号の三及び第十一号の四を削る。
第九條(見出しを含む)中「大学学術局」を「大学局」に改め、同条第二号中「を除く」を「並びに次条第一項第二号に定める研究所及び機関を除く」に、「行」を「行なう」に改め、同条第三号中「並びに学術」を削り、同条第七号中「行」を「行なう」に改め、「並びに研究者の養成」を削り、同条第九号を

次のように改める。

九 国費による在外研究員及び内地研究員の選考に関すること。

第九條第十号から第十七号までを削り、同条第十八号中「並びに学術」及び「研究者」を削り、同条第十号を同条第十号とし、同条の次に次の一条を加える。

(学術国際局の事務)

第九條の二 学術国際局においては、次の事務をつかさどる。

一 学術の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

二 国立大学附置の研究所及び国立大学共同利用機関に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行なうこと。

三 国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所及び日本学士院に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行なうこと。

四 研究者の養成に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

五 日本学術会議その他の学術団体との連絡に関すること。

六 研究機関及び研究者に対する学術の振興のための補助に関すること。

七 研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

八 学術に関する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これらの情報を提供する等の便宜を与えること。

九 大学、高等専門学校及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十 次のような方法によつて、学術のあらゆる面について、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 学術に関する研究集会その他の催しを主

催し、又はこれに参加すること。

十一 教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に関すること。

十二 教育、学術及び文化の振興及び普及に係る国際交流に関すること(他部局の所掌に属するものを除く)。

十三 国費による大学及び高等専門学校の教授の国際交換のための候補者の選考に関すること。

十四 外国人留学生の教育に関し、援助と助言を与えること。

十五 外国人留学生の受入れの連絡及び海外への留学生の派遣に関すること。

十六 国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

十七 日本ユネスコ国内委員会に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行なうこと。

十八 日本ユネスコ国内委員会の事務の処理に関すること。

2 ユネスコ国際部においては、前項第十号に掲げる事務のうち国際的な研究集会その他の催しに関するもの及び同項第十一号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第十三條第二項中「教育施設部においては、」を「ユネスコ国際部及び教育施設部においては、」と改め、第九條の二第二項又は「に改める。

第三十三條中第十三号から第十七号までを削り、第十八号を第十三号とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(ユネスコ活動に関する法律の一部改正)
2 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(国内委員会の事務処理)

第十八条 国内委員会の事務は、文部省学術国際局において処理する。

2 文部省学術国際局長(次項において「局長」という。)は、会長の一般的監督の下に、前項の事務を処理するものとする。

3 局長は、第一項の事務を処理する場合において、ユネスコ活動の遂行のため国際慣行上必要があるときは、日本ユネスコ国内委員会事務総長という名称を用いることができる。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員に關する法律の一部改正)
第一条 一般職の職員に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

10 別表第一から別表第八までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額はいずれも、その額に百分の百を乗じて得た額(その乗じて得た額に百分の百未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

11 第二十二條第一項の規定の昭和四十九年度における適用については、同項中「一万二千円」とあるのは、「一万三千二百円」とする。

(特別職の職員に關する法律の一部改正)
第二条 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

7 別表第一から別表第三までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に百分の百を乗じて得た額(その乗じて得た額に百分の百未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

た額に百分の百未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

8 第三條第二項及び第三項、第四條第二項並びに第九條の規定の昭和四十九年度における適用については、第三條第二項中「五十二万円」とあるのは「五十七万二千円」と、同條第三項中「七十五万円」とあるのは「八十二万五千円」と、第四條第二項中「一万二千円」とあるのは「一万三千二百円」と、「二万六千六百円」とあるのは「二万三千三百円」と、第九條中「一万二千円」とあるのは「一万三千二百円」とする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第三條 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條を附則第十八項とし、附則第十五項の次に次の二項を加える。

16 別表第一及び別表第二並びに一般職給与法別表第一、別表第四及び別表第五(ハを除く。)から別表第八までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に百分の百を乗じて得た額(その乗じて得た額に百分の百未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

17 第二十五條第二項の規定の昭和四十九年度における適用については、同項中「二万九千二百円」とあるのは、「三万二千二百円」とする。

(沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法の一部改正)

第四條 沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
3 第六條の規定の昭和四十九年度における適用については、同條中「五十一万円」とあるのは、「五十六万六千円」とする。

附則

1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の

一般職の職員に關する法律、特別職の職員に關する法律、防衛庁職員給与法及び沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法(附則第五項において「改正後の一般職の職員に關する法律等」という。)の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 昭和四十九年四月一日において、改正前の一般職の職員に關する法律の規定により、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員に關する法律の規定による同日における俸給月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

3 昭和四十九年四月二日からこの法律の施行の日までの間において、改正前の一般職の職員に關する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員に關する法律の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

4 前二項の規定は、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員に對して準用する。この場合において、これらの規定中「一般職の職員に關する法律」とあるのは「防衛庁職員給与法」と、「職務の等級」とあるのは「職務の等級(自衛官にあつては、階級)」と、附則第二項中「人事院規則」とあり、又は前項中「人事院」とあるのは「總理府令」と読み替へるものとする。

5 一般職の職員に關する法律の適用を受ける職員、特別職の職員に關する法律の適用を受ける職員、防衛庁職員給与法、適用を受ける職員又は沖繩國際海洋博覽會政府代表が、改正前の一般職の職員に關する法律、特別職の職員に關する法律、防衛庁職員給与法又は沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の一般職の職員に關する法律等の規定による給与の内払とみなす。

(命令への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則(防衛庁職員給与法の適用を受ける職員に關する事項にあつては、政令)で定める。

理由

人事院の国会及び内閣に對する昭和四十九年五月三十日付け勸告にかんがみ、一般職の国家公務員等の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第十條の二第二項から第四項までの改正規定並びに同法附則第十七條の二第二項及び第三項の改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

第二条 恩給法の一部を改正する法律附則第四十二條の四の次に一條を加える改正規定及び同法附則第四十四條の次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

九月一日」に、「昭和四十九年十月」を「昭和四十
九年九月」に改める。

第二条中恩給法の一部を改正する法律の附則に三条を加える改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

第五條中恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一號）附則第八條第一項の改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同法附則第八條第四項の改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第一条中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

附則第二條第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同條第二項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、
「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第三条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第四条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第五条から附則第十三条まで及び附則第十四条第二項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第十六条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

(昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第○号）の一部を次のように改正する。

第一条中昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号。以下「国家公務員年金改定法」という。)第一条の六の次に二条を加える改正規定 同法第二条の六の次に一

条を加える改正規定及び同法第四条の六の次に
一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」
を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条中国公務員年金改定法第五條の六の次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

第一条 中國家公務員年金改定法第七條を同法第八條とし、同條の次に二條を加える改正規定中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に、「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に、「昭和四十九年十一月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「同年十一月一日」を「同年九月一日」に改める。

第一条中国国家公務員年金改定法第六条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

附則第一条を次のように改める。

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日か

ら施行する。ただし、第二条中国国家公務員共
済組合法第八十六条の二第二項の改正規定、
同法第九十二条に一項を加える改正規定、同
法第二百四十四条の二第二項の改正規定、同
法第二百六条の四の次に一条を加える改正規

定、同法附則第三条の次に一条を加える改正規定及び同法附則第十四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条、附則第十一条及び附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

附則第三條第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

附則第五条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年九月分」を「同年八月

分」に改める。

附則第六条中「附則第一条第一号に掲げる日」を「附則第一条ただし書に規定する日」に改める。

附則第七条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第八条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

(昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一条

業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号。以下「公共企業体職員等年金改定法」という。）第一条の六の次に一条を加える改正規定及び同法第二条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条中公共企業体職員等年金改定法第三条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分を昭和四十九年九月分」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

第一条中公共企業体職員等年金改定法第四条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第一条を次のように改める。
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中公共企業体職

員等共済組合法(以下「法」という。)第八十二條の二第二項の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、法附則第三條の次に一條を加える改正規定及び次條第五項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二條第一項及び第三項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同第四項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和

「同十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改め、同条第五項中「前条第号に掲げる日」を「前条ただし書に規定する日」に改める。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の部を改正する法律の一部改正）

昭和三十九年度以後における地方公務員
共済組合法の年金の額の改定等に関する法律
の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第
号）の一部を次のように改正する。

第一条中昭和四十二年度以後における

員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号。以下「地方公務員等年金改定法」という。）第二条の四の次に条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条中地方公務員等年金改定法第五条を同法第七条とし、同条の次に一条を加える改正規定を「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に、「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条中地方公務員等年金改定法第四条を同法第五条とし、同条の次に二条を加える改正規定中、昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年十一月一日」を「同年九月一日」に、「同年十一月分」を「同年

九月分」に改める。

第一条中地方公務員等年金改定法第三条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年九月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第一条第一項中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第二条中地方公務員等共済組合法第七十四条第一項に一号を加える改正規定及び付等に関する施行法第四十三条第一項第五号の改正規定並びに附則第九条、附則第十六条、附則第十八条及び附則第二十一条の規定 昭和四十九年十月一日

附則第三条第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

附則第五条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年九月分」を「同年八月分」に改める。

附則第六条中「附則第一条第一号」を「附則第一条第一項第一号」に改める。

附則第十条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第十一条及び附則第十二条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第号）の一部を次のように改正する。

第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する

る法律（昭和四十四年法律第九十四号。以下「私立学校教職員年金改定法」という。）第一条の五の次に一条を加える改正規定、同法第二条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第三条の五の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条中私立学校教職員年金改定法第四条の三の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月以前」を「昭和四十九年八月以前」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

第一条中私立学校教職員年金改定法第五条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第一条第一項中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

附則第十四条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項を附則第十三項とし、附則第十一項の見出し中「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項を附則第十項とし、附則第八項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、「前項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者（給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。）の同月の標準給与は、当該標準給与

の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法

第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。
（農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第号）の一部を次のように改正する。

第四条中昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号。以下「農林漁業団体職員年金改定法」という。）第一条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第二条の八の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第四条中農林漁業団体職員年金改定法第三条の三の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月以前」を「昭和四十九年八月以前」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

第四条中農林漁業団体職員年金改定法第四条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第四条中農林漁業団体職員年金改定法の附則に二項を加える改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に改める。

附則第一条中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第一条中農林漁業団体職員共済組合法第一条第一項の改正規定及び同法附則第六条の三の次に二条を加える改正規定並びに附則第六條、附則第八條及び附則第十三條の規定 昭和四十九年十月一日

附則第二条第二項中「施行日前」を「昭和四十九年十月一日以前」に、「前項」を「第一項」に、「施行日に」を「同日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者（給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。）の同月の標準給与は、当該標準給与

し、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者（給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。）の同月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

附則第三条第一項中「三十九年改正法」を「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。）」に改める。

附則第四条第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「公布の日」を「公布の日から、第四条、第六条及び第七条の規定は同年十月一日」に改める。

附則第三項の表の下欄中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に、「昭和四十九年十月二日」を「昭和四十九年九月二日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

第一類第一号 内閣委員会議録第三十五号 昭和四十九年六月三日

理 由

恩給等の受給者の福祉の向上を図るため、昭和四十九年度における恩給等の年額の改定措置等の実施時期を昭和四十九年九月一日に繰り上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十九年度約百二十億六千万円の見込みである。